役員報酬規程

第1章 役員報酬

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人全国通運連盟(以下「この法人」という。)定 款第27条の規定に基づき、常勤の役員(出向者を除く。以下同じ。)の報酬 等の支給の基準を定めるものとする。

(報酬等の種類)

- 第2条 役員の報酬等の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 報酬月額
 - (2) 通勤手当

(報酬月額)

- 第3条 報酬月額は、165万円を限度とする。
- 2 月額の額は、理事会の承認を得て、会長が定める。

(通勤手当)

第4条 役員で交通機関を利用するものに対し、通勤手当として定期券購入の実 費を支給する。

第2章 役員退職慰労金

(退職慰労金の支給対象者)

第5条 役員の退職慰労金は、役員が退任し又は解任されたときにはその者に、 役員が死亡した時にはその遺族に支給する。

(退職慰労金の額)

第6条 役員の退職慰労金の額は、理事会の承認を得て、会長が定める。

(算定方法)

第7条 役員の退職慰労金は、退任時における報酬月額に役員通算在任年数に応じた支給率を乗じた額とする。

(役員在任期間)

第8条 役員在任期間は、役員就任の月から退任の月までとする。1年未満の月数は、1ヶ月につき1/12をもって計算する。

(加算)

第9条 役員在任中特に功労のあった者に対しては、第7条により算定した金額 にその30%を超えない範囲で加算することができる。

(減 算)

- 第10条 総会の決議により、退任役員のうち、次の各号に該当する者に対しては、 第3条により算出した金額を減額することができる。
 - (1) 在任中特に重大な損害をこの法人に与えたもの
 - (2) その他特別の事由がある場合

(実施細則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が会長の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年6月8日総会 決議)